

○沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー運営細則

(制定 平成 29.9.20)

最終改正 令和 5.7.19

(趣旨)

第1条 この細則は、沼津工業高等専門学校研究・地域連携委員会規則第7条の規程に基づき、沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー(以下「ラボラトリー」という。)の運営等に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 ラボラトリーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本校学生のラボラトリーで行うインターンシップの実施及び産学協同教育に関すること。
- (2) 企業が研究活動を行う場所の提供に関すること。
- (3) その他ラボラトリーの目的を達成するために必要な事項。

(管理運営)

第3条 ラボラトリーの管理運営に関し、必要な事項は地域創生テクノセンター長が定める。

(事務)

第4条 ラボラトリーに関する事務は、学生課の協力を得て総務課において処理する。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。